

2 名勝の指定範囲

面 積	1, 026, 389. 34 m ²
土地所有関係 国有地	769, 116. 74 m ²
公有地	199, 025. 60 m ²
境内地	50, 102. 00 m ²
民有地	8, 145. 00 m ²

現 況 海岸・森林・境内地

二見浦は、二見ヶ浦とも表記され、広義には五十鈴川河口から江川河口までの海岸線を指しており、「千尋の浜」「打越浜（御塩浜）」「高城浜（長官浜）」を含む地域に当たるが、国名勝の指定対象地域は、打越浜辺りの御塩殿までとしている（図 I - 1）。

この地域は、五十鈴川とその分流である江川に挟まれた三角州状の地形をなしているが、沖積平野に砂州からできた砂浜が発達した地形である。背後には標高 100 m 前後の丘陵地が連なる。海岸部の南東には、音無山とよばれる丘陵が独立して広がり、海岸部に突出して立石崎となり、更には海中に没している興玉神石等の岩礁に連なっている。

音無山は、眼下に二見浦の海岸線を眺望できる展望地点でもあり、立石崎や砂浜の海岸線との調和をなしている自然景観であり、音無山の頂上を限りとした北側斜面全体を指定対象区域とする。音無山の先端部は、二見興玉神社の境内地となり、音無山の多くは伊勢市が所有し、音無山公園として整備している。音無山は、一部が三重県の砂防指定区域、急傾斜崩壊危険区域の指定を受け、三重県が所有しているほか、一部に現況が道路として国土交通省の所有する土地や個人所有の土地 1 筆がある。

海岸部は、二見浦の中核をなす立石（通称「夫婦岩」と呼ばれる）と、砂洲・松林で構成される砂浜及び砂浜と一体となっている海岸を平均海水面の波打ち際から沖合 100 m までと、信仰の対象とされた興玉神石を含む海域を対象とする。

二見浦海水浴場に連なる茶屋地内の海岸部は、雑種地として財務省が所管する国有地であり、三重県が管理している。堤防内側で松林の二見浦公園となっている海岸部は、二見興玉神社の境内地である。

指定地の西端に位置する御塩殿は、皇大神宮（内宮）及び豊受大神宮（外宮）の両宮への神饌である堅塩を納める社であり、神宮が所有する。

名勝の指定範囲は以上であるが、この「名勝二見浦保存管理計画」では、名勝指定地外に当たる「高城浜（長官浜）」及び「二見プラザ」前の海浜についても、二見浦を構成する一体の海岸線として、また、「御塩浜」は御塩殿に納める塩作りの塩田として、今後名勝の追加指定を検討する範囲に位置付けることとする（図 I - 1）。

図1-1 名勝「二見浦」指定範囲図

(名勝追加指定検討地区)

